

令和4年12月12日

国土交通省

令和3・4年度及び令和5・6年度の国土交通省発注の
建設工事に係る競争参加資格の再認定について

国土交通省は、令和5年1月1日に経営事項審査の審査基準が改正されることに伴い、希望者に対して競争参加資格の再認定を国土交通省の各発注機関で実施します。

令和3・4年度及び令和5・6年度を有効期間とする国土交通省の競争参加資格の取扱いは以下のとおりです。詳しくは別紙をご参照ください。

《再認定の実施について概要》

1. 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、令和3・4年度及び令和5・6年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者は、希望により当該総合評定値通知書に基づき競争参加資格の再認定の申請を行うことができます。

2. 再認定のスケジュール

下記の期間に再認定の受け付けを行います。

認定日（予定）は、適正な申請書を受理した日から1ヶ月から1ヶ月半程度です。

受付期間	
令和3・4年度の競争参加資格の場合 令和5年1月1日～令和5年2月15日	令和5・6年度の競争参加資格の場合 令和5年4月1日～令和5年6月30日

実施機関：大臣官房会計課、各地方運輸局等、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）（以下「大臣官房会計課所掌機関」といいます。）、地方整備局（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」）、大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）（以下「地方整備局等」といいます。）並びに北海道開発局

＜問合せ先＞

国土交通省 大臣官房会計課公共工事契約指導室 柴田・松本

TEL 03-5253-8111 内線 21962・21964 直通 5253-8919 FAX 03-5253-1533

※ 受付担当部局の問合せ先については、別添1～別添4をご覧ください。